

**いのちとくらしをまもる
防災減災**令和8年3月19日
水管理・国土保全局河川計画課

きたかみがわ なるせがわ おおいながわ

気候変動を考慮して北上川水系、鳴瀬川水系及び大分川水系の 長期計画を変更しました

～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、北上川、鳴瀬川及び大分川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

<河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。
- この基本高水に対応するため、河川で対応する流量（河道配分流量）、施設等で対応する流量（洪水調節流量）を検討しました。
- 加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害や内水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、田んぼダム、流出抑制施設の整備、霞堤の保全などの取組を推進すること等を提示しています。

<関係資料の掲載先について(国土交通省ウェブページ)>

・「北上川、鳴瀬川及び大分川水系の河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html

・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kihonhoushin/index.html

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室 課長補佐 後藤、主任 齋藤

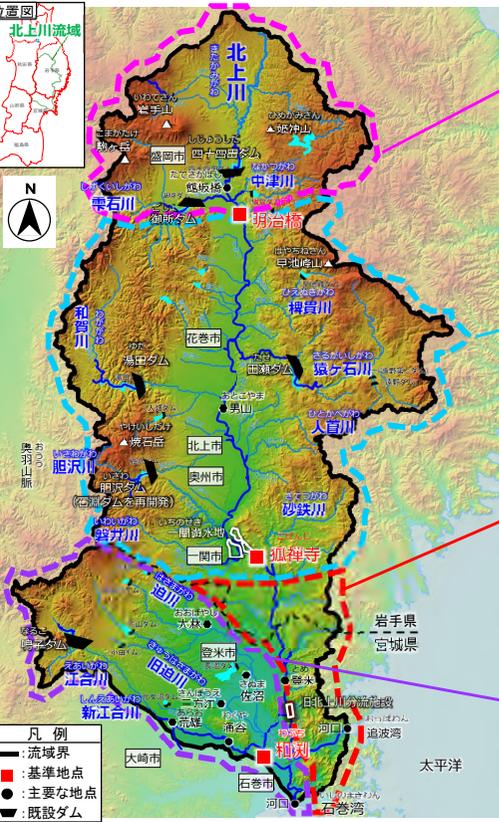
代表 03-5253-8111(内線 35352、35374)、直通 03-5253-8445

気候変動を踏まえた「北上川水系河川整備基本方針」変更の概要

きたかみわ

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、新たに基準地点に設定した明治橋（北上川）において6,200m³/sから6,700m³/sに、基準地点狐禅寺（北上川）において13,600m³/sから15,700m³/sに、基準地点和湊（旧北上川）において4,100m³/sから4,400m³/sに変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用など新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、基準地点明治橋において河道配分流量を3,100m³/s、洪水調節流量を3,600m³/sとし、基準地点狐禅寺において河道配分流量を8,500m³/s、洪水調節流量を7,200m³/sとし、基準地点和湊において河道配分流量を2,500m³/s、洪水調節流量を1,900m³/sとした。
- 森林の整備・保全、流出抑制施設の整備、土地利用・住まい方の工夫の支援等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と洪水調節施設等の設定の考え方



【上流域】

- ・ 既存ダムの洪水調節機能の最大限の活用等の可能性を検討。
- ・ 本・支川も含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。
- ・ 地域社会への影響や河川環境・河川利用への影響等を踏まえて河道配分流量の増大の可能性を検討。

【中流域】

- ・ 既存ダムの洪水調節機能の最大限の活用等の可能性を検討。
- ・ 本・支川も含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。
- ・ 地域社会への影響や河川環境・河川利用への影響等を踏まえて河道配分流量の増大の可能性を検討。

【下流域】

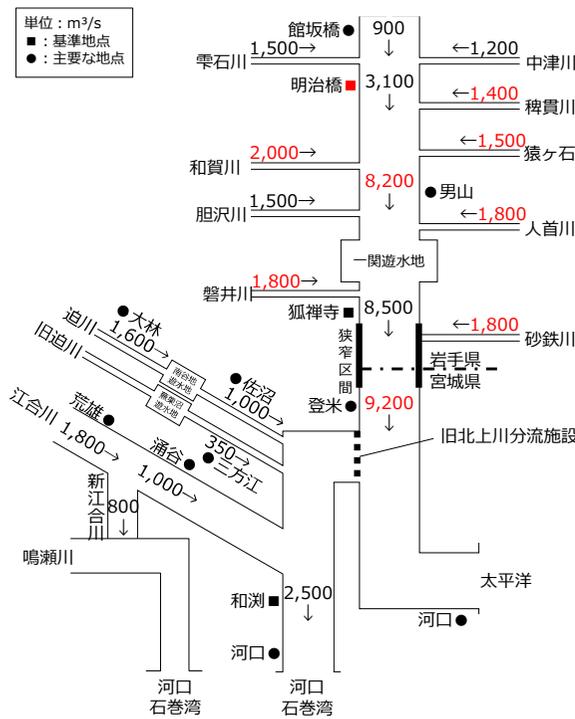
- ・ 地域社会への影響や河川環境・河川利用への影響等を踏まえて河道配分流量の増大の可能性を検討。

【旧北上川流域】

- ・ 既存ダムの洪水調節機能の最大限の活用等の可能性を検討。
- ・ 本・支川も含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。
- ・ 地域社会への影響や河川環境・河川利用への影響等を踏まえて河道配分流量の増大の可能性を検討。

計画高水流量図

【赤字変更】



河道での対応

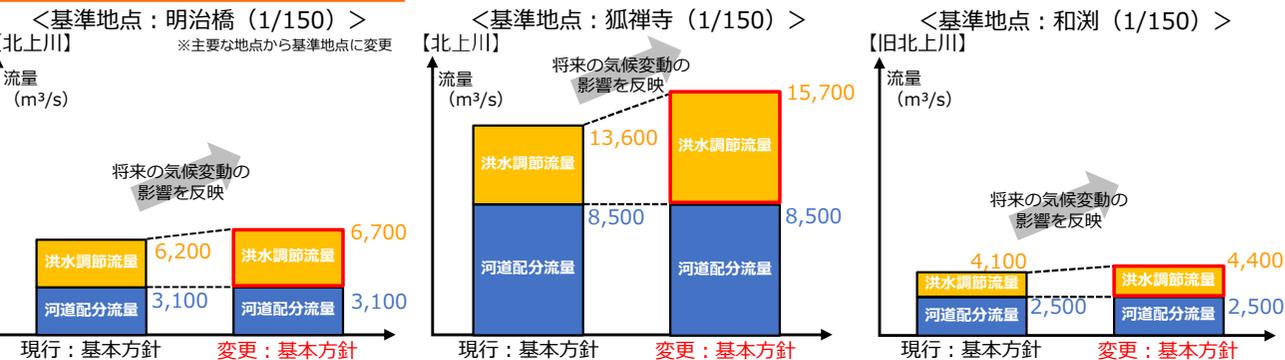


○ 北上川上流域では、沿川の左右岸に家屋が密集し、引堤が困難であり、現行方針以上の河道掘削は多くの橋梁等に影響を与えることから、基準地点明治橋の河道配分流量を3,100m³/sで維持する。

○ 北上川中流域では、狭窄部を拡げることは下流市街地等のリスク増大に繋がることから、基準地点狐禅寺の河道配分流量を8,500m³/sで維持する。

○ 旧北上川流域では、沿川の左右岸に家屋が密集し、引堤が困難であり、現行方針以上の河道掘削は感潮区間で効果が見込めないことから、基準地点和湊の河道配分流量を2,500m³/sで維持する。

河道と洪水調節施設等の配分流量



洪水調節施設等での対応

○ 既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節流量を北上川上流域（明治橋）で3,600m³/s、北上川中流域（狐禅寺）で7,200m³/s、旧北上川流域（和湊）で1,900m³/sとする。



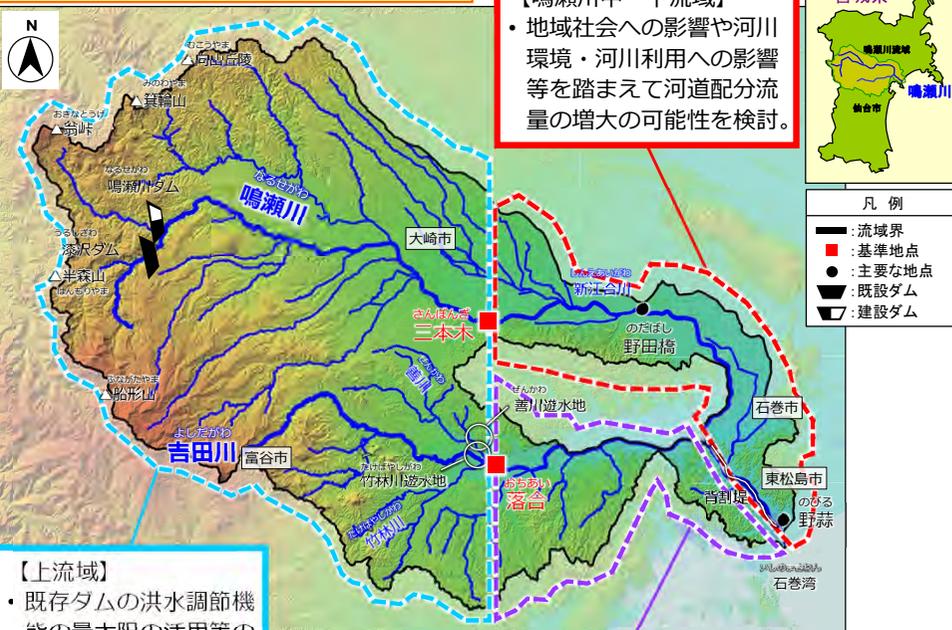
(四十四間ダム)

気候変動を踏まえた「鳴瀬川水系河川整備基本方針」変更の概要

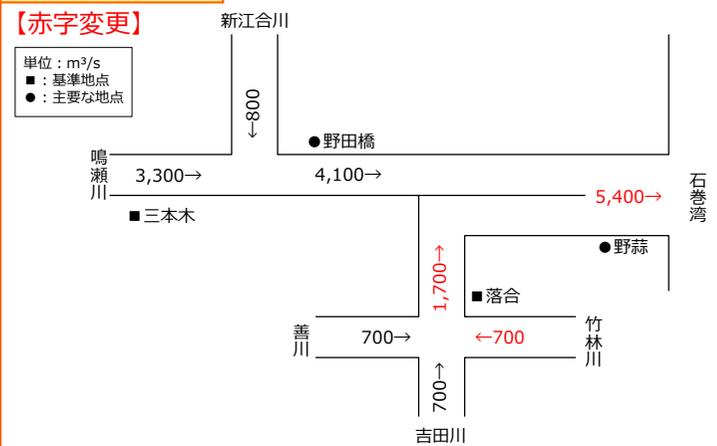
なるせがわ

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点三本木（鳴瀬川）において4,100m³/sから4,800m³/sに、基準地点落合（吉田川）において2,300m³/sから2,500m³/sに変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用など新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、基準地点三本木において河道配分流量を3,300m³/s、洪水調節流量を1,500m³/sとし、基準地点落合において河道配分流量を1,700m³/s、洪水調節流量を800m³/sとした。
- 治水と農業分野が連携し、水田貯留に加え、農地そのものを守る対策や農産物等の販売促進などの取組を推進し、「命と生業を守る流域治水」の実践を図る。

河道と洪水調節施設等の設定の考え方



計画高水流量図



河道での対応



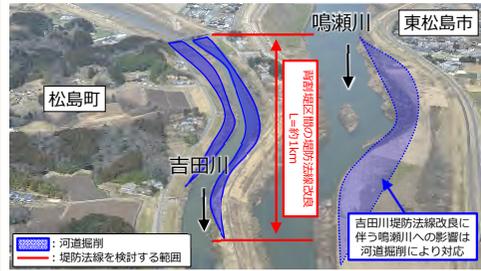
○ 鳴瀬川中・下流域は、左右岸に家屋が密集していることや、国道4号（三本木大橋）等を含めた複数橋梁の架け替えも伴うため、引堤による河道配分流量の増大は、社会的影響が大きく困難である。

○ また、現行方針の河道配分流量以上の河道掘削も多くの橋梁の根入れに影響を与えることから社会的影響が大きく困難である。このため、基準地点三本木地点での河道配分流量を3,300m³/sで維持する。

洪水調節施設等での対応



吉田川中・下流域

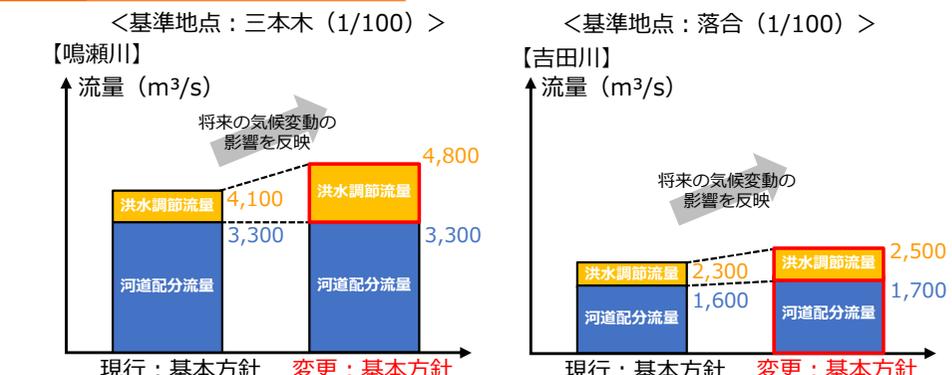


○ 吉田川中・下流域は、生業である農業の持続的な発展に資する流域治水を実践している地域であり、引堤により広範囲に水田等を失うことは地域にとって社会的影響が大きく困難である。

○ そのため、背割堤区間の河道のネック箇所を改良するなどにより、基準地点落合地点での河道配分流量を1,700m³/sとする。

河道と洪水調節施設等の配分流量

※基準地点三本木・落合の計画規模1/100は維持



吉田川上流域



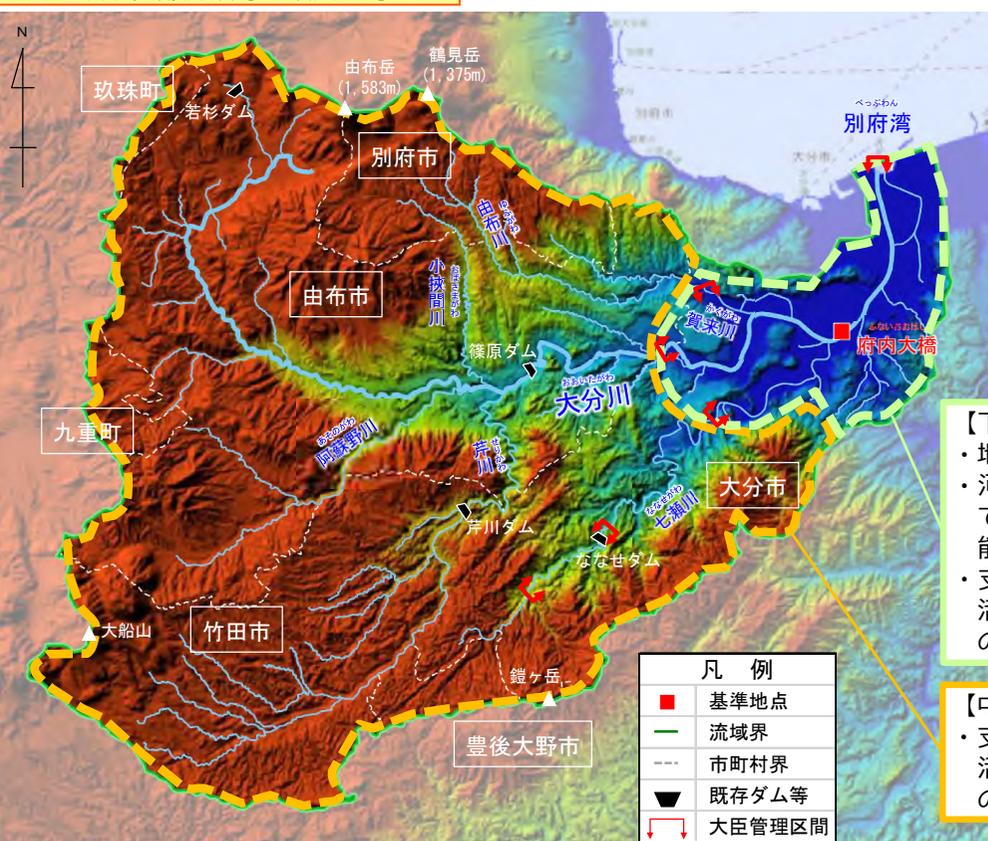
○ 既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節流量を鳴瀬川中流域（三本木）で1,500m³/s、吉田川中流域（落合）で800m³/sとする。

気候変動を踏まえた「大分川水系河川整備基本方針」変更の概要

おおいたがわ

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点府内大橋において5,700m³/sから7,000m³/sに変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を5,400m³/s、洪水調節流量を1,600m³/sとした。
- 霞堤の保全、田んぼダムや農業用ため池の活用、治山対策等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と洪水調節施設等の設定の考え方



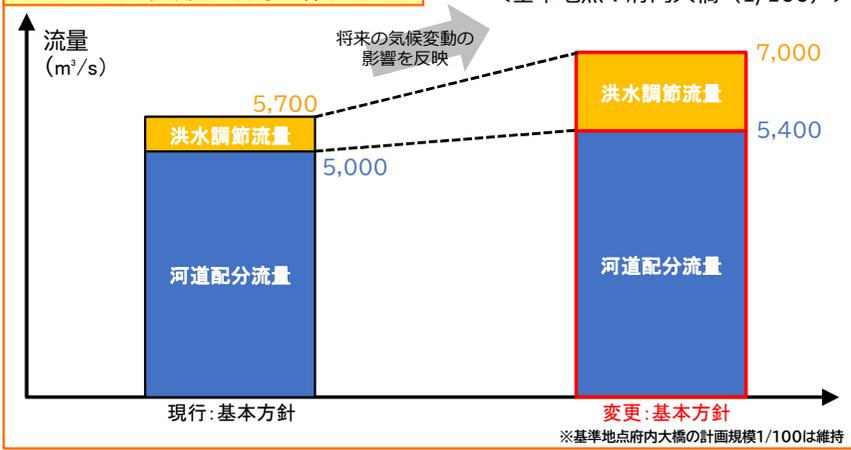
【下流域】

- ・地域社会への影響や河川利用
- ・河川環境への影響等を踏まえて、河道配分流量の増大の可能性を検討。
- ・支川も含めて既存ダムの有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保等の可能性を検討。

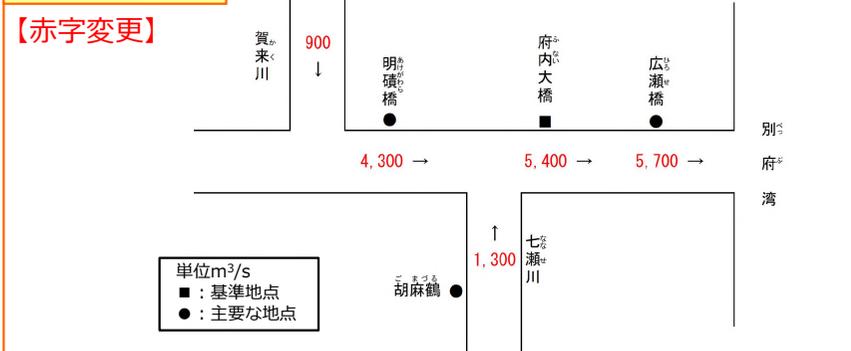
【中・上流域】

- ・支川も含めて既存ダムの有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保等の可能性を検討。

河道と洪水調節施設等の配分流量

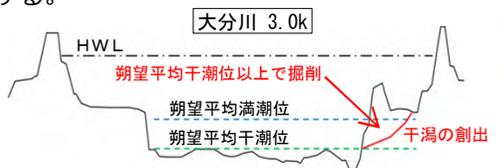


計画高水流量図



河道での対応

- 大分川下流市街部では、背後地には宅地や事業所等が密集しており、引堤による河道配分流量の増大は社会的影響が大きく困難である。
- 一方で、干潟環境の保全・創出も踏まえた朔望平均干潮位以上の掘削を行うことで、基準地点府内大橋での河道配分流量を5,400m³/sとする。



洪水調節施設等での対応

- ダム再生など既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節流量を1,600m³/sとする。



河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
(計画対象期間 :20~30年間程度)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

河川整備計画の
決定・公表

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法(昭和39年7月10日法律第167号) (抄)

(河川整備基本方針)

第十六条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4~5 (略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。